

利用料金表

(ユニット型個室)

1. 介護保険基準サービス (1日あたり)

※ 保険分の1割負担額には、1円以下の金額が発生することもある為、実際の請求金額と以下の料金表とは異なる場合がございます。

要介護度サービス 利用料金	区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付対象 1割分	ユニット型 個室	625	691	762	828	894

居室にかかる 自己負担額	区分	第1段階	第2段階	第3段階	左記以外の方
	ユニット型 個室	820	820	1,310	2,050

食事にかかる 自己負担額	区分	第1段階	第2段階	第3段階	左記以外の方
		300	390	650	1,380

2. 1以外のサービス ※以下はご希望・ご要望によりご負担いただきます。

サービス名称	単位:単価(円)	内容
日用品費	308円/日	※一括で常時提供を選択する場合
		※個別提供を希望する場合は、歯ブラシ308円、歯磨き粉308円、手洗いソープ1234円、ペーパータオル308円、シャンプーリンス2057円、ボディソープ2057円、BOXティッシュ102円、入れ歯洗浄剤2571円、保湿ローション2571円等が随時必要となります。提供を希望しない場合はご持参ください。
教養娯楽費	500円/月	行事・誕生日会の際の特別食 ※1ヶ月あたり
金銭管理サービス	1,800円/月	預かり金管理 ・ 証書類管理に関わる事務手数料
電化製品持ち込み料	1,000円/月	室内で常時使用する電化製品を持ち込んだ場合
理美容代	実費	理容師等の出張による理美容サービスを利用した場合

◎ 1ヶ月あたりの金額

【 ユニット型個室 】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	65,397	67,430	69,618	71,651	73,685
第2段階	68,097	70,130	72,318	74,351	76,385
第3段階	90,597	92,630	94,818	96,851	98,885
上記以外の方	134,697	136,730	138,918	140,951	142,985

3. 介護サービスの加算

※ 介護保険の負担額については、別紙の各種加算がかかることがあります。

利用料金表

(従来型多床室)

1. 介護保険基準サービス (1日あたり)

※ 保険分の1割負担額には、1円以下の金額が発生することもある為、実際の請求金額と以下の料金表とは異なる場合がございます。

要介護度サービス 利用料金	区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付対象 1割分	従来型 多床室	594	661	729	796	861

居室にかかる 自己負担額	区分	第1段階	第2段階	第3段階	左記以外の方
	従来型 多床室	0	370	370	370

食事にかかる 自己負担額	区分	第1段階	第2段階	第3段階	左記以外の方
			300	390	650

2. 1以外のサービス ※以下はご希望・ご要望によりご負担いただきます。

サービス名称	単位:単価(円)	内容
日用品費	308円/日	※一括で常時提供を選択する場合
		※個別提供を希望する場合は、歯ブラシ308円、歯磨き粉308円、手洗いソープ1234円、ペーパータオル308円、シャンプーリンス2057円、ボディソープ2057円、BOXティッシュ102円、入れ歯洗浄剤2571円、保湿ローション2571円等が随時必要となります。提供を希望しない場合はご持参ください。
教養娯楽費	500円/月	行事・誕生日会の際の特別食 ※1ヶ月あたり
金銭管理サービス	1,800円/月	預かり金管理 ・ 証書類管理に関わる事務手数料
電化製品持ち込み料	1,000円/月	室内で常時使用する電化製品を持ち込んだ場合
理美容代	実費	理容師等の出張による理美容サービスを利用した場合

◎ 1ヶ月あたりの金額

【 従来型多床室 】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	39,842	41,906	44,001	46,065	48,068
第2段階	53,642	55,706	57,801	59,865	61,868
第3段階	61,442	63,506	65,601	67,665	69,668
上記以外の方	83,342	85,406	87,501	89,565	91,568

3. 介護サービスの加算

※ 介護保険の負担額については、別紙の各種加算がかかることがあります。

3. 介護サービスの加算

※ 介護保険の負担額については、別途下記の各種加算がかかることがあります。

サービス内容	単 位	算 定 要 件
福祉施設日常生活継続支援加算Ⅰ	36 1日につき	従来型多床室利用にて、認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合
福祉施設日常生活継続支援加算Ⅱ	46 1日につき	ユニット型個室利用にて、認知症高齢者が一定数以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合
福祉施設看護体制加算Ⅰ 1	6 1日につき	常勤の看護師を1名以上配置している場合（入所定員31人以上50人以下）
福祉施設看護体制加算Ⅰ 2	4 1日につき	常勤の看護師を1名以上配置している場合（入所定員30人又は51人以上）
福祉施設看護体制加算Ⅱ 1	13 1日につき	看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間の連携体制を確保している場合（入所定員31人以上50人以下）
福祉施設看護体制加算Ⅱ 2	8 1日につき	看護職員を基準数以上配置しており、協力病院との24時間の連携体制を確保している場合（入所定員30人又は51人以上）
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ 1	22 1日につき	従来型多床室利用にて、夜勤職員を一定以上配置している場合（入所定員31人以上50人以下）
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ 2	13 1日につき	従来型多床室利用にて、夜勤職員を一定以上配置している場合（入所定員30人又は51人以上）
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ 1	27 1日につき	ユニット型個室利用にて、夜勤職員を一定以上配置している場合（入所定員31人以上50人以下）
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ 2	18 1日につき	ユニット型個室利用にて、夜勤職員を一定以上配置している場合（入所定員30人又は51人以上）
福祉施設個別機能訓練加算	12 1日につき	機能訓練計画を作成、実施した場合
福祉施設若年性認知症受入加算	120 1日につき	若年性認知症の入所者に対して個別にサービス提供をした場合
常勤医師配置加算	25 1日につき	常勤の医師を1名以上配置している場合
精神科医療養指導加算	5 1日につき	精神科を担当する医師に療養指導が月2回以上行われている場合
障害者生活支援体制加算	26 1日につき	視覚障害者等が一定数以上入所しており、専従の障害者生活支援員を一定数以上配置した場合
福祉施設外泊時費用	246 月6回限度	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合（月6回限度）
福祉施設初期加算	30 1日につき	入所日から30日以内、もしくは30日以上入院後の再入所時に期間にかかる加算
福祉施設退所前訪問相談援助加算	460 1回につき	入所者の退所に先立って、退所後生活する居宅等を訪問し、相談援助を行った場合
福祉施設退所後訪問相談援助加算	460 1回につき	入所者の退所後30日以内に居宅等を訪問し、相談援助を行った場合
福祉施設退所時相談援助加算	400 1回限り	入所者の退所時に相談援助を行い、かつ、退所後2週間以内に市区町村等に対して情報提供した場合
福祉施設退所前連携加算	500 1回限り	入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して情報提供をし、かつ、サービス利用に関する調整を行った場合
福祉施設栄養マネジメント加算	14 1日につき	栄養ケアマネジメントを実施した場合
福祉施設経口移行加算	28 1日につき	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合
福祉施設経口維持加算Ⅰ	400 1月につき	著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合（計画作成月から6月以内）
福祉施設経口維持加算Ⅱ	100 1月につき	上記に際し、医師や歯科医師らが共同で栄養管理を実施した場合
福祉施設口腔衛生管理体制加算	30 1月につき	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアに関する指導を実施し、口腔ケアに関する計画書が作成されている
福祉施設口腔衛生管理加算	110 1月につき	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月4回以上行った場合
福祉施設療養食加算	18 1日につき	療養食を提供した場合
福祉施設看取り介護加算1	144 1日につき	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下に加算
福祉施設看取り介護加算2	680 1日につき	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前2日以上3日以下に加算
福祉施設看取り介護加算3	1280 1日につき	看取り介護の体制ができていて、死亡日に加算
福祉施設在宅復帰支援機能加算	10 1日につき	一定期間内の退所者総数のうち、在宅介護を受けることになったものの占める割合が一定数を超えている場合

福祉施設在宅入所相互利用加算	40	1日につき	複数の利用者で予め在宅期間及び入所期間を定め、個室を計画的に利用した場合
福祉施設認知症専門ケア加算Ⅰ	3	1日につき	認知症高齢者が一定数以上入所しており、認知症介護実践リーダー研修修了者を一定数以上配置した場合
福祉施設認知症専門ケア加算Ⅱ	4	1日につき	福祉施設認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置した場合
福祉施設認知症緊急対応加算	200	1日につき	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となったため施設で受け入れを実施した場合
福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ 1	18	1日につき	介護職の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること
福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ 2	12	1日につき	介護職の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること
福祉施設サービス提供体制加算Ⅱ	6	1日につき	看護又は介護職の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること
福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ	6	1日につき	職員の総数のうち、勤続年数3年以上のものが占める割合が100分の30以上であること
福祉施設処遇改善加算Ⅰ	※	1月につき	介護職員の賃金改善等を実施した場合 ※所定単位数に59/1000を乗じる
福祉施設処遇改善加算Ⅱ	※	1月につき	介護職員の賃金改善等を実施した場合 ※所定単位数に33/1000を乗じる
福祉施設処遇改善加算Ⅲ	※	1月につき	介護職員の賃金改善等を実施した場合 ※Ⅱの算定に90/100を乗じる
福祉施設処遇改善加算Ⅳ	※	1月につき	介護職員の賃金改善等を実施した場合 ※Ⅱの算定に80/100を乗じる

※ 各種サービス内容については、入所者の状態、施設の人員体制により、個々の入所者により加算内容が変わります。